

令和2年第6回定例会
(第2日目)

津別町議会会議録

令和2年第6回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和2年9月4日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和2年9月17日 午前10時00分

閉会日時 令和2年9月17日 午後1時39分

議 長 鹿 中 順 一

副議長 佐藤久哉

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	篠原 眞稚子	○	○	6	渡邊 直樹	○	○
2	小林 教行	○	○	7	山内 彬	○	○
3	村田 政義	○	○	8	巴 光政	○	○
4	乃村 吉春	○	○	9	佐藤 久哉	○	○
5	高橋 剛	○	○	10	鹿中 順一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	宮 管 玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	千葉 誠	○
総 務 課 長	近野 幸彦	○	生涯学習課長補佐	石川 波江	○
総務課長補佐	宮脇 史行	○	農業委員会事務局長	小泉 政敏	○
住民企画課長	森井 研児	○	農業委員会事務局次長	迫田 久	○
住民企画課長補佐	加藤 端陽	○	選挙管理委員会事務局長	近野 幸彦	○
住民企画課長補佐	中橋 正典	○	選挙管理委員会事務局次長	丸尾 達也	○
保健福祉課長	小野 淳子	○	監査委員事務局長	松木 幸次	○
保健福祉課長補佐	仁部 真由美	○	監査委員事務局次長	丸尾 達也	○
産業振興課長	小泉 政敏	○			
産業振興課長補佐	迫田 久	○			
建 設 課 長	石川 勝己	○			
建設課長補佐	斉藤 尚幸	○			
会 計 管 理 者	藤原 勝美	○			
総務課庶務係長	菅原文人	○			
住民企画課財政係長	小西 美和子	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	松木 幸次	○	事 務 局	安瀬 貴子	○
総 務 係 長	土田 直美	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	4番 乃村 吉春 5番 高橋 剛
2			諸般の報告	
3	同意	2	津別町教育委員会委員の任命について	
4	〃	3	津別町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
5	承認	10	専決処分の承認を求めることについて (損害賠償の額を定めることについて)	
6	〃	11	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度津別町一般会計補正予算 (第6号)について)	
7	議案	52	津別町監査委員条例及び津別町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
8	〃	53	津別町職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の制定について(全部改正)	
9	〃	54	津別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
10	〃	55	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	
11	〃	56	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	
12	〃	57	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	58	財産の取得について（新庁舎用備品）	
14	〃	59	令和2年度津別町一般会計補正予算（第7号）について	
15	〃	60	令和2年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	
16	〃	61	令和2年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について	
17	〃	62	令和2年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	
18	認定	1	令和元年度津別町一般会計決算の認定について	
19	〃	2	令和元年度津別町国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
20	〃	3	令和元年度津別町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	
21	〃	4	令和元年度津別町介護保険事業特別会計決算の認定について	
22	〃	5	令和元年度津別町下水道事業特別会計決算の認定について	
23	〃	6	令和元年度津別町簡易水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
24	意見書案	5	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について	
25	〃	6	国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書について	
26	〃	7	種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書について	
27	報告	9	令和元年度財政健全化判断比率の報告について	
28	〃	10	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価の報告について	
29	〃	11	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	
30	〃	12	北海道つべつまちづくり株式会社の経営状況について	
31	〃	13	例月出納検査の報告について（令和元年度5月分、令和2年度5月分、6月分、7月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 9 名であり、定足数に達しております。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

4 番 乃 村 吉 春 君 5 番 高 橋 剛 君

の両名を指名します。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（松木幸次君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

議会の動向につきましては、昨日の報告後から本日までの状況について、第 2 回報告書としてお手元に配付のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎同意第 2 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、同意第 2 号 津別町教育委員会委員の任命につい

てを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（伊藤泰広君） おはようございます。

ただいま上程になりました、同意第2号 津別町教育委員会委員の任命につきましてご説明申し上げます。現教育委員の中で、迫田浩司氏の任期が本年9月30日をもって満了となりますが、迫田氏が勇退されることとなりましたことから、後任といたしまして鈴木健二氏を津別町教育委員に任命いたしたく、同意をお願いするものであります。

鈴木氏の住所及び生年月日は議案に記載のとおりです。鈴木氏は、現在、木樋桃源ファームで農業に従事しており、教育関係の公職としては、昨年5月から学校評議員、10月からはコミュニティ・スクール準備委員会委員を務めていただいております。また、1男2女の父親としまして平成29年から津別小学校PTA副会長、さらに昨年からは会長をなされておまして、まさに教育に関し識見を有する者にふさわしく、教育委員として適任と考えまして任命しようとするものでありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものであります。

ご同意いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

◎同意第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第4、同意第3号 津別町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（伊藤泰広君） ただいま上程になりました、同意第3号 津別町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、地方自治法第180条の5、第3項第2号及び地方税法123条第1項の規定に基づきまして、市町村に設置され、固定資産課税台帳に登載されました事項に関する不服の審査決定及び、その事務を執行する機関でありまして、津別町の委員の数は、津別町税条例第78条の規定により3名となっているところであります。

現在、山田耕司委員、加藤洋子委員、竹原俊博委員に担っていただいておりますが、本年9月30日をもって任期満了となりますことから、次期委員の選任にあたりまして地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を願うものであります。

なお、山田委員と竹原委員につきましては、引き続き委員をお願いするところでございますが、加藤委員からは勇退したいとの申し出がありましたので、後任について調整させていただきましたところ、新たに同じ商業関係から佐藤ひろみさんに内諾をいただきまして選任の提案をさせていただくものであります。

各委員候補についてご説明申し上げます。なお、住所と生年月日は議案に記載のとおりとなっております。まず山田さんにつきましては、有限会社三共の役員を務められますとともに、津別町交通安全協会理事にも就任されておりました、委員としては平成20年10月から現在4期目となっております。

次に、竹原さんですが、農業法人すばるの役員を務められていますが、本年2月に委員に欠員が生じたことによりまして新たに選任されまして、現在1期目となっております。

新規となります佐藤ひろみさんは、家業の佐藤商行株式会社に従事されますとともに、平成27年度より津別町商工会女性部の理事としてご活躍されているところであります。

ます。

以上、3氏についてご説明を申し上げましたが、任期は令和2年10月1日から令和5年9月30日までの3年間となります。

いずれの方も各業種を代表される方でもありまして、適任と考えて選任しようとするものでありますので、ご同意いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

◎承認第10号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて、損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川勝己君） ただいま上程となりました承認第10号につきましてご説明をさせていただきます。

専決の理由につきましては、次のページの専決処分書をご覧くださいまして、処分書のとおり損害賠償の額を定めることについて、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないためとさせていただきます。

賠償の理由、内容といたしましては、令和元年12月28日発生の町有車両の衝突による物損事故の損害賠償でございます。同日午前5時ごろ、津別町幸町におきまして除雪業務委託先職員が運転する町有車両が除雪作業中に側方からの車両を避けるため

バックしたところ、滑ってとまりきれず電柱に衝突し折損をさせた物損事故となります。

賠償金額は148万6,411円、賠償の相手方は記載の方でございます。

示談をするにあたりまして、7月20日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただいたものであり、同条第3項の規定により報告、承認を求めらるるものでございます。

この事故はやむを得ない事故とはいえ、注意をしていれば防げたものであり、相手方に損害を与えましたことにつきましてお詫びを申し上げます。

大変申し訳ございませんでした。

除雪業務委託先には、賠償額等も伝えながら改めて業務中の車両運転等に十分注意を払うように伝えたとところでございます。

以上、承認第10号の説明をいたしましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を集結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第11号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、承認第11号 専決処分の承認を求めることについて、令和2年度津別町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（森井研児君） ただいま上程となりました、承認第11号につきましてご説明申し上げます。

本件は、6月19日及び7月1日に開催の全員協議会において協議させていただいたもので、専決の理由につきましては、次のページの専決処分書のとおり新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る事業の補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないためとさせていただいております。

事業着手を早急に進めるため、7月7日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただいたもので、同条第3項の規定により議会のご承認を求めるものであります。

補正予算の条文をご覧ください。

第1条につきましては、第1項で歳入歳出予算にそれぞれ7,925万8,000円を追加し、予算の総額を99億891万8,000円とするものです。

第2項につきましては後ほど説明させていただきます。

資料の事項別明細書は歳出から説明いたしますので5ページから6ページをお開きください。

款2総務費、項2地域振興費、目3企画振興費の地域振興施設管理業務及び体験交流施設管理運営経費は、指定管理施設に係る納付金の免除分に交付金をあてたことによる財源充当のみの補正になります。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の社会福祉管理経費は、今後の感染症拡大に備え防護服、フェイスシールド等の備蓄物品購入で15万円と、医療福祉施設の感染症予防施設としての水道栓改修、物品備蓄及び家族面談等の環境整備のための補助事業727万4000円合わせて742万4,000円の増額です。目2社会福祉施設費の共和集会施設管理経費と目5老人福祉費の老人福祉施設管理経費、続いて7ページから8ページになりますが、目6自治相談費の広域集会施設管理経費は、それぞれ利

用者の感染症予防のためのエタノール等、非接触型体温計の購入経費の増額になります。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費は、母子保健推進事業で妊産婦等へのオンライン相談を可能とする環境整備のためのパソコンやタブレット等の機器を購入する経費として26万9,000円の増額です。予防接種経費は、感染症の重複した拡大防止のため、例年実施しているインフルエンザ予防接種費用の一部助成に上乗せ助成して無料化するもので160万円の増額です。目5公衆浴場費の公衆浴場管理経費は9ページから10ページになりますが、項2清掃費、目1塵芥処理費の一般廃棄物最終処分場管理経費、リサイクル施設関係経費は非接触型体温計購入経費の増額になります。

款6農林業費、項2林業費、目2林業振興費の木材工芸館・体験工房管理経費は、利用者の感染症予防対策として換気の改善をするための網戸設置と遊具消毒実施のための経費合わせて161万8,000円の増額です。

款7商工費、項1商工費、目2商工振興費は、11ページから12ページになります。商工振興補助費等で感染症拡大による景気低迷に対し、商工会においてプレミアム商品券を発行することを支援するための経費1,100万円の増額です。しかしながら、この事業については取りやめとなったため、後ほど上程させていただきます補正予算第7号において減額させていただくこととしております。

続いて、国の雇用調整助成金に上乗せ助成する雇用継続助成金給付事業について、国の判定期間が延長となったこと、影響度が増していることにより雇用継続助成金給付事業期間の延長と上限額を拡大する経費870万円と、町内の業者に対する10万円給付と事業の減収が大きい企業に対する給付3,000万円、影響が大きい観光宿泊事業において、つべつ宿泊キャンペーン事業500万円の合計5,470万円の増額です。レストハウス管理経費は、飲食スペースの換気環境を改善するため、エアコンを設置する経費21万6,000円の増額です。合わせて貸し付け財産収入の免除に対し交付金をあてることにより財源充当の補正となっております。

款9消防費、項1消防費、目2災害対策費の防災対策経費は、災害発生時に国が提唱する新たな生活環境に対応した避難所運営ができるよう、避難所内テントと簡易ベッドの購入及び避難所備品の効率的・実用的収納のために購入するアルミ製防災倉庫

購入の経費、合計 667 万円の増額です。

款 10 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費は 13 ページから 14 ページになりますが、教育委員会事務局経費で今後のオンライン会議等に対応するための I C T 備品整備のための経費 24 万円の増額です。新型コロナウイルス感染症対応支援事業は、町内高校生と町外津別高校生に対し冷感タオル、消毒グッズ等を配付する経費 42 万 1,000 円と、町内出身の大学生等を応援するためマスクや特産品を配付する経費 50 万円の合計 92 万 1,000 円の増額です。目 3 義務教育振興費の義務教育振興事業経費で小中学校の修学旅行が中止となる場合のキャンセル料等対応経費で 46 万 6,000 円の増額です。項 2 小学校費、目 1 学校管理費の小学校施設管理経費は 15 ページから 16 ページにわたりますが、冷感マスク、冷感タオル、指導用フェイスシールド、消毒器等及び夏期授業に対応するための扇風機の購入などの経費、合計 94 万円の増額です。先行して購入した物品等の財源も合わせて充当しております。項 3 中学校費、目 1 学校管理費の中学校施設管理経費も小学校同様に物品を購入する経費で 36 万 2,000 円の増額です。こちらでも先行して購入した物品等の財源も合わせて充当しております。項 4 社会教育費、目 2 社会教育振興費の図書室経費は 17 ページから 18 ページにわたりますが、新生活様式や今後の感染症拡大で増える読書需要に対応するため、図書室の蔵書を増強するための経費と、感染症対策物品等の購入で 154 万 8,000 円の増額です。目 3 会館管理経費、21 ページから 22 ページになりますが、項 5 保健体育費、目 4 学校給食費までの各事業は、全て感染症対策用の物品等を購入するための経費の増額になります。備品類につきましては、社会教育体育施設において手指消毒器、便座消毒器、公民館の間仕切り用ベルトパーテーションセット、児童館において空気清浄機、学校給食センターにも空気清浄機をそれぞれ購入するものであります。学校保健費、学校給食費でも先行して購入した物品の財源もあわせて充当させていただいております。学校給食食材経費は、9 月期までの給食費を免除した分の交付金を財源充当のみ補正させていただくものであります。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の説明をいたしますので、3 ページから 4 ページにお戻りください。

款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感

感染症対応地方創生臨時交付金で9,008万1,000円の増額です。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金の財政調整基金繰入金は、年度当初に緊急的に感染症対策に組ませていただいた補正予算の事業に、交付金を充当できることとなり、繰り戻すため1,082万3,000円の減額になります。

それでは、補正予算の条文にお戻りください。

第1条、第2項の第1表につきましては、ただいま説明いたしました歳入歳出予算の内容を款、項の区分ごとに整理したもので、補正総額については第1項の内容となるものであります。

以上、承認第11号の内容についてご説明させていただきましたので、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 歳出のほうでお伺いをしたいと思います。プレミアム商品券のことで、専決で1,100万円補正をあげておりますけれども、この関係で商工会のほうからどういう要望を受けて予算化したのか、お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小泉政敏君） 商工会の要望の件でございますけれども、商工会のほうから6月26日付で新型コロナウイルス感染症拡大における消費喚起対策に対する要望についてということで要望を受けたところであります。これにつきましては、その当時というか今も取り組んでおりますお買い物割引券、町で先行してやっております、そのお買い物割引券は町民に配布され利用されておりますが、消費傾向が少額な商品や食料品等に利用されており、高額な商品へつながらない状況になっているということから、ぜひプレミアム商品券の発行をお願いしたいという内容でございました。要望額としましては1,100万円ということで、発行総額につきましては額面総額でプレミアム率50%をつけて3,000万円というようなことを想定されてございました。あと購入限度数につきましては、1人5セットまでということで要望をあげられたところであります。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を集結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

承認第 11 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第 52 号

○議長(鹿中順一君) 日程第 7、議案第 52 号 津別町監査委員条例及び津別町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

監査委員事務局次長。

○監査委員事務局次長(丸尾達也君) ただいま上程となりました、議案第 52 号についてご説明いたします。本条例につきましては、改正理由を同じくする津別町監査委員条例及び津別町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきまして一括条例として改正を行うものでございます。

それでは、説明資料の 1 ページをご覧ください。

改正理由としましては、地方自治法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 54 号)による地方自治法第 243 条の 2 として新たな条が加えられたため、町の条例において当該地方自治法の引用箇所条ずれが生じることから、必要な改正を行うものです。改正内容につきまして新旧対照表下線部をご覧ください。まず、津別町監査委員条例につきましては、第 4 条第 1 項第 8 号中、「第 243 条の 2 第 3 項」を「第 243 条の

2の2第3項」に改めるものです。

次に、資料の2ページになります。津別町簡易水道事業の設置等に関する条例につきましては、第8条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第4項」に改めるものです。

それでは議案書にお戻りください。

ただいまご説明しました改正内容につきまして、第1条津別町監査委員条例の一部改正、第2条津別町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について改正条文として整理したものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、議案第52号の内容についてご説明しましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第52号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号

○議長（鹿中順一君） 日程第8、議案第53号 津別町職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の制定について（全部改正）を議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） ただいま上程となりました議案第 53 号についてご説明申し上げます。

説明資料 3 ページをご覧ください。

改正理由につきましては、津別町では寒冷地手当は 11 月に一括して支給しておりますが、国の基準に準じ 11 月から 3 月までの 5 カ月間での分割支給とするための改正となります。

今回の改正については、改正箇所が全般にわたるため全部改正としております。なお、支給総額については変更ありません。

新旧対照表をご覧ください。第 1 条は目的規定から趣旨規定に変更し、文言を整理しております。

第 2 条では、支給対象職員を 11 月から翌 3 月の初日に在職する職員としております。

次のページの第 3 条は、第 1 項で支給額を各月表に掲げる額としており、一括支給していた額の 5 分の 1 となっております。

第 2 項では、休職者など給料が減額になっている者に対する支給額について規定しております。

第 4 条は委任規定で、支給日、支給方法等は規則で定めることとしております。

議案にお戻り願います。

ただいま説明した内容を条文化したものであります。

附則といたしまして、この条例は令和 2 年 11 月 1 日から施行するものであります。

以上、議案第 53 号についてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第53号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号

○議長(鹿中順一君) 日程第9、議案第54号 津別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(近野幸彦君) ただいま上程となりました、議案第54号についてご説明申し上げます。

説明資料6ページをご覧ください。

改正理由は、職員と同様に会計年度任用職員についても寒冷地手当を分割支給とするものです。

改正内容ですが、第9条において津別町職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の規定を準用する形で規定し、各月の支給額は表のとおりとなります。

議案にお戻り願います。ただいまご説明の内容を条文化したものであります。

附則といたしまして、この条例は令和2年11月1日から施行するものであります。

以上、議案第54号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第54号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号

○議長(鹿中順一君) 日程第10、議案第55号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてから、日程第12、議案第57号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第10、議案第55号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてから、日程第12、議案第57号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを一括議題とすることに決定しました。

議案第55号から順次説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(近野幸彦君) ただいま上程となりました、議案第55号、議案第56号、議案第57号について一括ご説明させていただきます。

このたびの規約の変更理由につきましては、加入団体が脱退したことに伴う規約の変更でございます。

説明資料7ページをご覧ください。北海道市町村総合事務組合規約の変更は、新旧

対照表に記載のとおり別表第1と別表第2から札幌広域圏組合、山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合の3団体を削除するものであります。

9ページをお開きください。北海道市町村職員退職手当組合理約の変更につきましても、新旧対照表に記載のとおり別表から山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合の2団体を削除するものであります。

11ページをご覧ください。北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、別表第1から札幌広域圏組合、山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合の3団体を削除するものであります。

議案にお戻り願います。議案第55号から57号の本文につきましては、ただいまご説明いたしました団体の削除を条文化したものでございます。

また、附則の施行日につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、議案第55号については北海道知事、議案第56号及び57号については総務大臣の許可の日としているものでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第55号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 56 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて議案第 57 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 58 号

○議長(鹿中順一君) 日程第 13、議案第 58 号 財産の取得について(新庁舎用備品)を議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(近野幸彦君) ただいま上程となりました議案第 58 号についてご説明申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産の名称としましては、新庁舎用備品、数量は 1 式、納入場所は津別町字幸町 41 番地、契約方法につきましては指名競争入札、取得金額 7,755 万円(うち消費税及び地方消費税額 705 万円)、取得の相手先ですが、津別町本町 63 番地、株式会社佐藤商行、代表取締役 佐藤久哉であり議決後に契約を結ぼうとするものであります。

説明資料の 12 ページをご覧ください。

本件につきましては、令和2年度、令和3年度の継続事業となっております。取得する財産の内訳ですが、13 ページをご覧ください。令和2年度予算分については記載のとおりですが、1階、2階とも書類を入れるスチール書庫です。このスチール書庫は、最初に設置しないと他のものを設置しにくいということもありますし、組み立てが必要なものもありますので、年度内に収めることとしております。

令和3年度予算分（継続費分）ですが、これについても記載のとおりであります、その他全般にわたる備品となります。

納入期限につきましては、令和2年度分が令和3年3月31日まで、令和3年度分は令和3年5月5日までとしております。取得金額については令和2年度分が2,224万8,886円、令和3年度分が5,530万1,114円であります。

議案にお戻りいただきまして、以上、内容を説明いたしましたのでご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） 今、指名競争ということがありましたが、基本的なことですけども確認させていただきたいと思います。競争入札ですから、確認ですけども入札者の最低価格が落札されたということによろしいのかお聞きしたいと思います。

また、こういう場合、予定価格というものを算出しているのではないかなというふうに思うのですが、その金額と今回落札された価格が何パーセントであったのか、まずその点をお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） ただいまの質問にお答えします。

落札価格については最低価格となっております。予定価格については7,209万円に対して落札率については97.79%となっております。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） 年度の予算の庁舎建設事業で備品購入費、庁舎備品にスチール系統並びに木製品などの項目があがっていきまして、1億9百何がしと載ってございました。その部分のうちの今言われた9,700万円程度の予定ということによろしいの

か、予算額の中から見ると、これは全額じゃないということなのか確認したいと思います。

あと、私もこういう町にとって大がかりな問題でしょうから、何年に1度ということは、こういう納入はないと思うのですが、納入品の項目を見ますとタイトルは庁舎備品ということで一括になっているのですが、家電関係の製品がかなり単体で多く、品目として載っているのですが、こういう場合、町内業者ということを見ると、入札に事務用品の部分と、こういう家電の部分とを分けて発注することはできなかったのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） 全体的な金額については予算書に載っているとおりでありますけども、このほかに先の書庫の部分であったり木製家具の部分であったり、ネットワーク関係のさまざまなものがあります。それから議場のマイクであったり、ロールスクリーンというものがあまして、それら全てを合わせた金額が1億何がしという金額で、それは今回の部分、7,209万円で税込7,209万円という予算につきましては、その中の一部ということになっております。

それから、今回、電化製品について別にすることも大分考えたわけですが、こちらの都合上、完成から養生、そして3月中にスチールを入れて4月にその他備品を入れるということで、スケジュール的にちょっと厳しいものもあって、その中で管理もしやすいということもありまして継続費ということもあります。それらも含めてスケジュール的な面で合わせての入札となりました。项目的には結構あるように見えるのですが、事務系の電化製品と調理器具的なものを抜くと、全体で120万円程度のもので、全体の金額からするとそんなに大きなものではないということで、これを大きなパイに含めることでコストとスケジュール管理がしやすいということで、このようなことになっています。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） 最後に、今回、入札にあたって町内業者が落としたということで、私は、その部分はありがたかったかなと思うのですが、いわゆる何者入札されたのかお聞きしたいと思います。

あと全体の中から見れば家電は少額だということなのですが、こういうものは1年、2年で使い捨てるものじゃないですから、こういうものを例えば家電関係を商売にしている方であればアフターフォローもしっかりされていると思うのですが、こういう事務用品を扱っているところが家電を扱うということは、こういうアフターフォローはどのようになるのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） 今回は町内2社、町外2者、北見ですけども4者で入札しております。

それからアフターフォローの部分につきましては、町内のほうで納品したとしてもメーカー保証という部分に多分なってしまうと思いますので、それについては変わらないと判断しております。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 今回、指名競争入札にあたって、当然、予定価格をつくるのですけども、この備品関係のいわゆる設計と見積もりについて、どのように行ったのかお伺いしたいと思います。

それから、今渡邊議員からも質問がありましたが、電化製品の占める割合が少ないから一括発注したとお答えいただいたような気がしますけども、町内業者に家電を扱う業者もおりますので、私のところになぜ一括発注なのかという問い合わせもあったわけなんですけども、商工会だとかそういうところに、こういうものについては当然、町内業者というのは関心がありますので、こういうことで一括発注とか、そういうことを事前に商工会と調整をとって話し合うのがこういう役場庁舎、町、町民全体の方が関わる問題でもありますので、それをやるべきではなかったかなと。今回の契約の後でもいいのですけども、何らかの説明が必要ではないかと思います。

それから継続費設定で、当初予算で1億7,200万円ほど継続費設定の予算を設定しておりますけども、今回こういう既製品の備品は6月の佐藤商行が契約した部分と今回と、オーダーのこういう備品について多分あると思いますけども、そのあたりについてどういうことで発注されたのかわかりませんが、それあたりについてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） 予定価格、設計見積もりについては、この間ずっと執務環境プラン等、庁舎の建設とあわせてずっと進めてきています。その中で必要なもの、それから必要な備品の洗い出し作業をやっておりまして、その中で役場担当職員の中でもものを精査して、それでどの程度値引きができるのかという部分を判断して設計しております。

それから町内業者の部分については、1番は、ちょっと4月早々に入れなきゃならないというのもあったんです。これが年度途中であれば額的に少なくとも一つ一つ入札してやっていくということなんですけど、電化製品につきましても4月早々に入れてもらいたいということもあって、ちょっと継続費の中に含めて一緒に入札したかったという、こちら側のスケジュール的な都合ということもあります。そういったことで進めております。

商工会等については、事前に相談すべきであったかもしれませんが、相談せずにやったということでもあります。ただ、こういったものを一つ一つ商工会に相談してやっているということはありませんので、今後どういった形がいいか、ちょっと商工会とも話してみたいなとは思っています。

それから最後、今回の入札に関しての備品についてはオーダーメイド的なものはありません。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 今回の大きな備品の予定価格をつくる前の設計図だとか見積もりについて、多分、役所の範疇ではできないと思いますので、多分大手メーカーか設計事務所かわかりませんが、そちらに配置計画だとかいろんなものも含めて見積もられたと思いますけども、そういうものは役所のほうの図面を見ると、入札に参加している4者のうちの大丸さんが全部設計図をかいていたように資料で出されております。

そういう設計し詳細を全部見積もった大丸さんが入札に入っていると。先ほど町内2者、町外2者となっておりますけども、先ほど総務課長にお答えいただいた答弁では不十分ではないかと思っておりますけども、それあたりについて詳しくお伺いしたいと思

います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） この間、最初から執務環境プラン、それから移転プラン含めて道内最大手であります大丸さんに委託して進めております。その中で、内容等について、その中で我々事務局と大丸さんと、それから庁舎の設計会社であるアトリエブंकと相談しながら、どういったものがいいかということを選定して進めてきております。中身についても、基本的にはオーダーメイド等じゃなくて既製品でありますので、これは定価のようなものがあります。それから何パーセント落としていくかということはこちらの判断でありまして、それがもし請け負いのようなものであれば、いろいろなものが入るとということもあるかもしれませんが、あくまでも既製品ですので、これはどんなものを入れるかということをお我々と大丸で相談したということでありまして、入札とはまた別問題であると考えています。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 先ほどお伺いしたのですけれども、継続費設定で1億7,200万円ほど予算していますけれども、このほかにオーダーの家具等について発注されたのか、今後発注予定なのか、それあたりについてお伺いしたいと思います。ということは、地元で山上木工さんもございますので、その辺りオーダーの家具について参加しているのかどうかについてお伺いしたいです。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） 山上木工さんについては、別契約でいろいろいすとかデスクとか、そういったものを発注しておりますが、これは継続費ではありませんので今年度予算の中に入っております。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 58 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第 59 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 59 号 令和 2 年度津別町一般会計補正予算（第 7 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第 59 号についてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、6 月定例会補正に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止等のために各種イベントの中止や会議の実施方法の変更などによる減額精査と、新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金事業の精査、近隣町との協調による新規事業分の追加、農業振興費で道補助のトンネル事業である産地生産基盤パワーアップ事業の増額などを組み合わせていただいております。

コロナ関係の減額の合計は、今回 565 万 2,000 円となり、主なものといたしましては南アルプス市のありがとう！心あったか祭りの中止による旅費 35 万 9,000 円、つべつふるさとまつりで 70 万円、産業まつりで 45 万円、日本フィルセミナーコンサートで 264 万円、つべつ紅葉マラソンで 90 万円の減額となっております。

それでは補正予算の条文をご覧ください。第 1 条第 1 項において、歳入歳出予算にそれぞれ 2 億 6,894 万 1,000 円を追加し、補正後の予算総額を 101 億 7,785 万 9,000 円とするものであります。

第 2 項及び第 2 条につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては歳出から説明いたしますので7ページから8ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の総務管理経費は、コロナ関係旅費減額と公用車の修繕費用を賄った流用元への補正等合わせて32万2,000円の増額です。目3財政管理費の公共施設等整備基金積立金は、基金の運用等による利息積立分として18万6,000円の増額です。項2地域振興費、目1企画総務費の企画調整事務経費は、産休予定の職員補充のための会計年度任用職員の人件費で130万6,000円の増額です。9ページから10ページをお開きください。まちなか再生事業は関係機関との協議のための旅費追加等で26万円の増額、地域振興基金積立金は基金の運用等による利息積み立て分として13万8,000円の増額です。目2企画開発費の森の健康館管理業務は、大浴場の特別清掃60万5,000円と厨房機器のスチームコンベクションの経年劣化による機能低下による更新購入の232万5,000円の合計293万円の増額です。11ページから12ページをお開きください。町民の森自然公園管理経費で、新型コロナウイルス臨時交付金計画計上分である木道改修工事で5,242万6,000円の増額です。本件は前回、全員協議会で計画額5,000万円としていたところでありましたが、実施設計を完了したところ242万6,000円の増額となったもので、今回、予算計上させていただくものです。目3企画振興費の体験交流施設管理運営経費は、非常灯の修繕で28万円の増額です。項4戸籍住民登録費、目1戸籍住民登録費の住民基本台帳ネットワークシステム経費は、国外転出者によるマイナンバーカード等の利用に係るシステム改修費で603万7,000円の増額です。項6統計調査費、目1統計調査費の委託各種統計調査経費は精査による3万9,000円の増額です。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は13ページから14ページをお開きください。障害者総合支援事業経費は障害者福祉システムの改修費と過年度事業超過交付返還金で318万6,000円の増額。外国人介護福祉人材育成支援事業は、正会員加入している協議会において1名マッチングが見込まれたことから、奨学金の負担金として250万円の増額です。本経費は町負担分の80%が特別交付税措置される予定のものになっております。国民健康保険事業特別会計繰出金は、特定健診事業分として1万4,000円の増額、目5老人福祉費の介護サービス支援事業は、いちいの園に対

する施設修繕補助で 31 万 1,000 円の増額です。15 ページから 16 ページをお開きください。項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費の児童手当等扶助費は、過年度事業超過交付返還金で 288 万 5,000 円の増額、子ども・子育て支援事業は、基準額変更による委託料の増額と、過年度事業超過交付返還金合わせて 59 万 1,000 円の増額です。

17 ページから 18 ページをお開きください。款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費の地域医療維持助成事業は、新型コロナウイルス感染症への対応でご尽力いただいている北見赤十字病院への支援を置戸町、訓子府町、美幌町と 4 町で協調して行うもので、新型コロナウイルス対策の臨時交付金を活用し、本町は 80 万円を拠出するための増額です。項 2 清掃費、目 1 塵芥処理費の一般廃棄物最終処分場管理経費は、破砕機の緊急修繕に伴う流用元への補正等で 137 万 2,000 円の増額です。

款 6 農林業費、項 1 農業費、目 2 農業振興費は 19 ページから 20 ページをお開きください。産地生産基盤パワーアップ事業は道補助金のトンネル補助で、スマート農業推進のための I C T 機器の導入と生産性向上のための機器導入に対する補助で 1 億 9,678 万 7,000 円の増額です。目 4 振興事業費は 21 ページから 22 ページをお開きください。農業水路等長寿命化・防災減災事業は、道補助事業で最上地区量水器室計装機器更新事業として 605 万円の増額です。項 2 林業費、目 2 林業振興費の林業振興対策補助費等は、21 世紀の森周辺でのクマ出没に係る猟友会パトロール等費用で 65 万 9,000 円の増額です。目 6 公有林費の町有林整備事業は、新たに保険加入する経費で 3 万 7,000 円の増額です。

款 7 商工費、項 1 商工費、目 2 商工振興費は、プレミアム商品券の発行取りやめによる 1,100 万円の減額です。23 ページから 24 ページをお開きください。目 3 観光費の峠展望施設管理経費は、人数カウンターの故障による取りかえ修繕で 15 万 8,000 円の増額です。

款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 2 道路橋梁維持費の道路橋梁維持管理経費は、令和元年 12 月発生の上野原カーによる物損事故に係る損害賠償金を流用により支出したため、流用元への 160 万 8,000 円の増額です。

款 10 教育費、項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費の社会教育総務経費は 25 ページから 26 ページになりますが、新型コロナウイルス対応物品を流用により購入したた

め流用元への11万3,000円の増額です。目2社会教育振興費の放課後児童クラブ経費は、登録児童の増加等に対応するため開設場所の追加による人員増に伴う経費で95万1,000円の増額です。目3会館管理費の図書館施設整備事業は、図書館建設検討委員会の会議回数の増加を見込み19万4,000円の増額です。27ページから28ページをお開きください。項5保健体育費、目2体育施設費の温水プール管理経費は、熱交換器プレートとの交換修繕と不凍液の入れかえで176万8,000円の増額です。スケートリンク設置管理経費とファミリースキー場管理経費は、いずれも従来の委託先が対応できなくなり、委託先変更に伴う業務見直しによる経費の追加でそれぞれ68万2,000円と55万5,000円の増額です。目4学校給食費の給食センター運営経費は、調理物品の購入で7万5,000円の増額です。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の説明をいたしますので3ページから4ページにお戻りください。

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税は、一般財源として1,155万5,000円の増額です。

款13使用料及手数料、項1使用料、目2民生使用料は、老人福祉寮使用料で滞納繰り越し分4万3,000円の増額です。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金の社会保障・税番号システム整備補助金は、住民記録システム等の改修補助として599万7,000円の増額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、町民の森木道改修と北見赤十字病院への協調支援の増、プレミアム商品券発行取りやめと補正済みの母子保健事業への個別国庫補助金が採択になったことによる減で、合計4,195万7,000円の増額です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、母子保健事業の個別国庫補助金に対する補助裏分で13万5,000円の増額です。目2民生費国庫補助金の障害者自立支援給付支払等システム事業は、障害者システム改修で77万6,000円の増額、子ども・子育て支援交付金は、子育て支援センターへの委託による基準変更により5万円の増額、目3衛生費国庫補助金の新型コロナウイルス妊産婦総合対策事業は、先ほどご説明した母子保健事業でオンライン相談体制の整備に係る国庫補助が採択されたもので13万4,000円の増額です。

款 15 道支出金、項 2 道補助金、目 2 民生費道補助金の子ども・子育て支援交付金は国庫補助金と同様の理由で 5 万円の増額です。目 4 農林業費道補助金の産地生産基盤パワーアップ事業は、トンネル補助で 1 億 9,678 万 7,000 円の増額です。農業水路等長寿命化・防災減災事業は同事業の 55%補助で 332 万 7,000 円の増額です。

5 ページから 6 ページをお開きください。款 16 財産収入、項 1 財産運用収入、目 2 利子及配当金は両基金ともに今後の利子収入見込み額の増額となっております。

款 19 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金は一般財源として前年度繰越金で 392 万 1,000 円の増額です。

款 20 諸収入、項 5 雑入、目 5 過年度収入は自立支援給付費の国及び道負担金の精算等で 84 万円の増額です。目 6 雑入の事故共済金はショベルドーザーと公用車の事故共済金で 249 万円の増額です。その他につきましては、外国人介護福祉人材育成支援事業の受け入れ施設の負担分として 50 万円の増額です。

款 21 町債、項 1 町債、目 1 総務債の臨時財政対策債は交付税算定に伴う振りかえ額確定による 3 万 2,000 円の増額です。

それでは、補正予算の条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま事項別明細書で説明させていただいた内容を第 1 表のとおり款、項区分ごとに整理したもので、第 1 項の補正予算額及び総額となるものであります。

第 2 条は地方債補正になりまして、1 枚めくっていただきまして第 2 表のとおり臨時財政対策債について限度額の変更をするもので、起債総額を 35 億 5,073 万 2,000 円とするものであります。

以上、議案第 59 号の内容についてご説明いたしましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 8 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開いたします。

議案第 59 号について説明が終わりましたので、質疑を許します。

6 番、渡邊直樹君。

○6 番（渡邊直樹君） 1 点質問させていただきます。

14 ページです。外国人介護福祉人材育成事業でございますが、今説明がありましたようにマッチングということで1名マッチングされたということで、この予算が載っているのだというふうに確認しております。

そこでお聞きいたしますが、この部分ですが町内事業者というところからの負担もあったかなというふうに思っています。その部分で今回マッチングが行われて、どのような町内事業所に外国人の方が入る予定になったのかお聞きしたいと。また、町内事業者から、そういう希望についてはどのようにお聞きしているのか、今回複数あった場合、どのような形でその業者に決まるのかお聞きします。

あと、マッチングということについては、どのようにマッチングというものが行われたのか、その相手方の人についてどのようにマッチングされたのかお聞きしたいと思います。

また、もちろん学生ということですから各市町村、正会員、準会員ということであったと思いますが、学生の人数、要は最終的に卒業される人数よりも多くの求人というか、そういう場合も可能性としてはあると思うのですが、学生の人数と市町村の会員の数というものがどういうふうになっているのかお聞きしたいと思います。

また、最終的に数年後、今回マッチングされた方が何かしらの理由で外国の方ですからいろんな事情があると思いますが都合が悪くなった場合、その場合どういう問題が発生するのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） 外国人介護福祉人材育成支援事業の関係でございますけれども、まずどこに入ることになったかということでございましたので、今年度につきましては、いちいの園に1名入ることとなっております。希望につきましては、町内2事業ありましたけれども希望の事業所の中で協議していただいて、今回は特養ということになっております。事業所につきましては250万円の20%という

ことで50万円の負担をいただくことになっております。

マッチングの方法についてですけれども、8月中旬に20名ほどの学生が津別町に視察にまいりまして、そこで特別養護老人ホームいちいの園のほうを視察しております。そこで事業所の中身であるとか、町の説明であるとかを受けまして、そこで事業所の職員、それから生徒と対面しているという形でございます。

今年度につきましては、コロナウイルスの関係で学生の人数につきましては20名となっております。会員の数が…正会員の町の数でございますけれども、大変申し訳ありません、後ほどご説明いたしたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） すみません。私もちょっと正会員の数というのは全て把握していないのですけれども、今回、希望して20名外国人がお見えになりました、そのうち今年の対象は19市町村ということで、そのうち津別町に最初2名の希望がありました、1町1名ということで指定を受けております。そしてマッチングの方法につきましては、今回希望事業所からは、この人がいい、この子がいいというようなことは受け付けませんと。学生の希望を学校側で聞き取り調査をした中で町村のマッチングをさせていただくと。ただ、どうしてもこの生徒はちょっと難しいかなというところの意見はお聞きしますということを言われているようで、9月中ぐらいには学校側で生徒のマッチングがされて、こういう学生になりましたという報告を受けて、その方が2年後に津別町に来ることになります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） 一番聞きたいところと言えば、数年後、もちろんいろんな形で外国の方がいらっしゃることもあるし、もちろん農業関係のところでは働きながらご結婚されたりしている方も私は多く聞くのですが、やはりもちろん日本と日本の方であってもいろんな問題がある上で、外国の方がやはり日本に来て生活し働くということが、言ってみれば普通に考えたら難しい問題が多いのかなというふうに思います。その部分で今2年後とおっしゃいましたけども、こういういい意味で解釈すれば育成の手助けをしながら、卒業後は来てくださいという形にしているのだと思うのですけ

ども、そういう部分が人対人ですから基本的に、今言ったようにその人がだめだった場合、じゃあ違う人ですということで倫理上というか、そういう部分もちよっと気になるのですが、2年後来られないということも十分考えられると思うのですけれども、そうなった場合、この事業はどういうふうな扱いになるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいまの途中でマッチングした生徒と途中でだめになった場合ということですが、その場合は東川の学校のほうで別の生徒の対応をしていただけるということになっております。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） 手をかけ過ぎたほうがいいのか、黙ってそこまで待っていたらいいのかというのはあると思いますけども、もちろんだたかということに決まれば、もちろん2年後は津別ということが仕組みの中として決まると思うので、ぜひそういう方が決まった場合にできるだけコンタクトというか、できる範囲でそういう馴染みの部分を十分その間に、その生徒が頑張る勉強以外で津別という所の情報だとか、触れ合いを少しつくるような何か手立てをぜひ考えていただいて、2年後頑張っていたきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） 今回、マッチングされて2年後にはそういう生徒さんが来られるというところでいけば、今回はいちいの園でございますが、ほかの事業所ともそういう外国人を受け入れていくという体制を町としてもいろいろ考えなければいけませんし、事業所のほうも考えながら、その方が住みよい、ここで暮らしていけるという気持ちを持ってもらわなければいけないと思いますし、あと活潑のほうでも外国人の雇用をされているというところも聞きますので、その方が馴染んで長く続けていただけるような体制は今後事業所も含めていろいろな体制を考えていきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 最初に12ページの上里の町民の森自然公園工事請負費で、現在ある木道の改修工事5,242万6,000円今回計上しておりますが、どのような内容で改修するのか、というのは今と同じようなスタイルなのかどうかということで、あそこで同じようなスタイルで改修するとすれば、雨が降ったときだとか、そういうときに滑るという利用者の声を聞いております。そういうことを踏まえた改修工事なのかどうかお伺いしたいと思います。

この改修は全く既存と同じルートで改修されるのか、そのあたりも含めてお願いをしたいと思います。

それから22ページの商工振興補助等で、先ほどの専決でもお聞きしたのですが、今回1,100万円減額をしております。先ほど商工会の要望で予算措置をしたという内容についてお聞きしましたが、今回、減額にあたって商工会から取り下げの申し出があつて減額されたというふうに聞いておりますが、どういう理由で要望をしておいて今回はまた取り下げと、こういう形になったわけですが、何か不自然な形で我々は思うし、町民の方も当然これに対して希望をもっていた方も多いのではないかと思います。これは全くこれでやらないということなのか、また商工会と連携して、こういうプレミアム商品券を出す予定があるのかお伺いしたいと思います。

それから、既に第2弾までお買い物割引券の発行を終わって、9月30日までが第2弾の利用期限というふうになっておりますが、現在のところ発行に対してどれぐらい消化しているのか、最近の数字でよろしいかと思いますがお伺いしたいのと、第1弾、第2弾というふうに発行して、商店街含めた経済効果測定について町のほうで把握しているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（迫田 久君） それでは、私のほうから町民の森自然公園の木道改修工事の内容につきましてお答えさせていただきたいと思います。

整備内容につきましては、整備延長152メートルで今議員がご指摘になった、滑るというふうなところでいきますと、今度の床材につきましては再生木材を利用する形になっております。今まで基礎工事でございますけれども、ゆがみ等を防止するために杭打ち込み基礎を活用いたしたいと思います。同じルートなのかというところのご

質問でございますけれども、今回の部分につきましては、ルートにつきましてはほぼ同じルートを予定しておりますが、一部につきまして今までの木道部分を撤去させていただきまして地形の舗装による対応をさせていただきたいというふうなところがございます。加えまして来場者の方のご意見を反映しましてビューポイントというふうなものを2カ所設置するという予定をしております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小泉政敏君） まず木道の関係で若干床材の部分で補足させていただきます。現在、木材を使用しておりますけれども、議員ご心配のとおり滑るということで、今回、補佐からもありましたが再生木材を使用します。この再生木材を使い水を効率よく排水できるよう目地幅を若干確保して排水をよくする。あと取り付け、配置についても滑らないような形で配置しようということで滑り防止というか、そういうところは予防していこうということで考えてございます。

続きまして22ページのプレミアム商品券の関係でございますけれども、先ほどご説明したとおり6月26日付で商工会のほうから要望書が上がりました。こちらにつきましては、6月30日に商工会長と商工会の事務局が持参してまいりました。その場で若干内容について協議をしまして、その協議経過をもとに7月1日の全員協議会で議員の皆さんと協議をしたところです。全員協議会でもさまざま議員の皆さんからもご意見いただきましたので、その内容、例えば買いやすくしてほしいとか、一応、額面は1万円だったのですが広くもっと買えるようにしてほしいということで、その額がどうなんだというところとか、そういうところを再度商工会と協議してきたところがあります。その結果、商工会のほうから7月14日付になりますけれども取り下げということで文書をいただいたところです。その理由としましては、衣料や家電、車検など比較的高額消費への消費喚起と既存事業者への支援策である事業主旨が損なわれる恐れがあるためということで取り下げの文書が来たところです。これについては商工会の商業部会で決定した上で、こちらのほうに提出されたところです。議会の皆さんに対しては協議申し上げておいて、このような結果になったことで大変申し訳なく思いますけれども、商工会のほうからそのような取り下げの文書が来たということでご理解

をいただきたいと思います。

今後の予定についてですけれども、現時点では商工会とはそのような打ち合わせはございません。

あとお買い物割引券の第1弾、第2弾の分、その利用率なんですけれども、9月15日の数字でいくと、率で言いますと八十点何パーセント、80%台は確かなんですけれども小数点以下を忘れてしまいました。確か80.7%だったかなというふうに思っております。

また、経済効果につきましては商品券が1シート当たり1,500円です。それが3,000円でないと使えませんと、2倍以上じゃないと使えませんということなので、第1弾で券としては680万円程度、その2倍以上の金額が1弾でなりますので、約1,400万円、その第2弾もやっておりますので2倍ということで直接的に言うと約3,000万円近い経済効果というか消費効果というか、そういうことはあったのかなというふうに担当としては感じております。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 上里の木道でございますが、詳細についてはちょっとわからないんですけれども、高齢者だとか小さい子どもも通ると思われますので、手すり等の安全対策についてどのように考えているのか。また、冬はあまり行かないと思うんですけれども、冬の対策というのは、冬場ここを通らないようにするのか、それあたりネイチャーセンターができて冬も活動するというふうに聞いておりますので、これあたりの雪の対策についてどう考えているのかお伺いしたいと思います。

それから、22ページの商工会が要望されて、今回、商工会のほうから内容について不十分というか、そういう感じで取り下げたというふうに今お答えいただきましたけれども、ほかの町村含めて町がある程度力を入れて、こういうものを発行しているという中で、津別はいかんせんお買い物割引券、比較的町民にわかりづらい券を出されているんですけれども、お買い物割引券は多分町の中の商店である程度利用する店が限られているのかなと思いますけれども、それあたりの把握というか、そういうことを町のほうで調査しているのかどうかお伺いしたいのと、商工会のほうからプレミアム商品券の予定はないというふうに今お答えいただきましたけれども、町として長引く不況を

どういふふうを考えて商店街を支援、救済するのか、やはりもう少し商工会がやりやすい形で協議して、この対策を打つべきではないかなと思います。せっかくやろうと思ったのがこういう形でゼロになったということで、おそらくお買い物割引券だけでは第3弾を発行しても700万円の3倍ですから大したことはないかなと思いますので、それあたり町として今後真剣に考えていただきたいと思います。

そういうことで考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（迫田 久君） まず上里の町民の森自然公園の木道の関係でございますけれども、安全対策でございますが、まず1点目といたしまして今度のビューポイントの所には、今の所でいけばフェンスを設置するというところでございます。今回の木道整備にあわせて、車いすの方でも通っていただけるというところも考えまして、すれ違いスペース等は設けるというふうなところでございますけれども、今議員からご質問がございました通路全体の手すり等につきましては、設置する設計にはなってございません。

冬場の対策でございますけれども、これにつきましてはネイチャーセンターを管理されております森のこだま等と冬の活動については十分協議をしながら進めていきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小泉政敏君） プレミアム商品券の関係でございます。まず、なぜプレミアム商品券に取り組まないのかということでございますけれども、従来というか平成27年にプレミアム商品券に取り組んだ経過が町にございますけれども、まず1点としまして、その時の購入率が57%程度だったというのが一つには理由でございます。仮に今回発行した場合、その程度になるかどうかというのはわからないわけでございますけれども、まだその部分は町としても参考にしまして、町民全てに行き渡るものというところでお買い物割引券を考えたところでございます。

あと使用店が限られているのではないかとということでございますが、まだ今、第1弾、第2弾は9月30日までとしております。換金の窓口としましては商工会のほうにお願いしてございますので、商工会のほうで終わった時点でどこの店で使われている、

どういう業種で使われているという詳細なデータが出てくるかなと思いますので、今はまだそこまでは町のほうではつかんでございません。

あと、商店街の支援の関係ですけれども、支援の関係については、これまで産業振興課のほうの経済対策の部分で言えば常にこういう支援という前には商工会と打ち合わせを重ねて今回はこういうことをしますと、それぞれやり取りをしながら進めてきているところなんです。町としてもプレミアム商品券の取り組みなんですけれども、やはり町民全てに行き渡るという点を重要視したいなということで、お買い物割引券は全ての人にいきわたりますので、かつ今現在で 80%を超える使用率ということになっていきますので、この点は続けていきたいという考えでございます。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） この22ページの商品券の関係ですけれども、全ての人に商品の割引券が行き渡るのがだめだということではないのです。これは低所得者含めて全ての人に渡るわけですけれども、プレミアム商品券というのは、また考え方が違うと思います。全ての人に買えというのではなく、お金のある人が買うという形ではないかなと思います。当然、美幌町なんかは津別町民など町外者も買えると、そういうものを発行しております。そういう広域的に考えて自分の町の商業の経済活性化を図るといふ救済を考えるべきではないかなと。今回のことにあたって、関係者からいろいろ話も聞いたのですが、何か町のほうから押し付けで町が気に食わないような感じで取り下げたということはないのですが、やはり商工会ときちっと連携を密にして商工会の希望もある程度きちっと聞いて、やりやすい形でやるのであれば実施すべきではないかなと思います。

津別の町民しか買えないという狭い視野より、町外から津別に通ってきている勤労者も結構多いというふうに聞いていますので、やはりそういうものを考えた中で、幅広くどうしたらいいのか考えて手を打っていただきたいと思いますので、ぜひともこれでやめるということではなく、このコロナウイルス感染症は、おそらく来年1年間ぐらい影響は続くだろうと思いますので、ぜひそれあたり考えて手を打っていただきたいと思います。

考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） この問題は、実は、この後の全員協議会に関連する事項でありますけれども、まずプレミアム商品券は、商工会のほうから一番最初にプレミアム商品券をやるか、それとも皆さんに渡るお買い物割引券、いわゆるクーポン券ということですか。金券ではなくそういう割引券ということであれば、安い郵便料で全部に送付することができるとして、しかも100%皆さんの手に渡ると。プレミアム商品券は何枚くださいと、欲しい人、昨日のニュースでも買い占めをやっている町村もあるというニュースも出ておりましたけれども、それを選ばずに、まずは皆さんに渡る方法を初めてのケースだけでもやってみようと、そのヒントを与えてくれたのは北見市なんですけれども、それを進めてまいりまして、3回分今予算をとって、今2回実行しているところです。さっき課長のほうで80.7%とありましたが、今資料を見たら80.3%でした。これはかなり高い数字だというふうに認識しています。それを今度もう1回残っているのですけれども、さらにもう1回を考えておりまして、この後また説明させていただきますけれども、今予算上ある1回分と、もう1回分を追加して2枚を2セット、来年の2月までに使っていただくように、ですから1人3,000円分行くというふうになりますけれども、それを進めていきたいなというふうに思っているところです。

プレミアム商品券の部分については、後でまた商工会長と事務局長が町長室に来て文書をもってこういうことでやっていただきたいと、これは商工会全体で決めたものではなくて役員で決めて持ってきたという話でありました。その中で、いろんな意見交換をしながら、よそでやっている状況のことも我々も承知していますし、それからやり方も含めて、1人何セットまでにするかだとか、そういう取り決めをして、そして皆さんに全員協議会でお話をさせていただいて予算化したのですけれども、予算化した後にまたすぐ会長さんと事務局長が取り下げの文書を持って説明に私の所に見えられました。それは前にもお話したと思えますけれども、要請はして予算もついたのですけれども、やはり商業部会の中で、それをやるとご承知のとおり最近新しい商店ができて、そこにほとんどがいつてしまうのではないかというようなことを非常に懸念されるということで、しかも大きな額になってくるので、それはどうなのだろう

かということで商業部会でいろいろ内部で異論が出たと。そういうこともあって、これはやはり事務を引き受けているのは商工会になりますので、なかなか困難な状況なので、大変申し訳ないけれども取り下げをさせていただきたいということでお見えになって、僕らのほうもちょっと驚いたのですけれども、それまで打ち合わせしてきた担当も含めて、さまざまな打ち合わせもしてきたところでしたけれども、そういう状態に商工会があるというのであれば、無理にやるということにはならないだろうなという判断をして、今回、その部分の予算を削除すると言いますか、取り下げる補正予算を組んだと。

ただ 1,100 万円、プレミアム商品券。全部に行き渡るお買い物割引券、これは 1 回につき大体 770 万円ぐらいですから、ぴったり同じではないですけれども、それぐらいまた皆さんに行き渡っていくということでもありますので、もう 1 回分を追加しながら商店街の活性化にお役に立っていければなということにとり進めたいというふうに考えているところです。

それからもう一つ、町民の森の木道の整備ですけれども、これは産業福祉常任委員会でも現地を見ていただいて、そしてこのような形でということで図面も見ていただきまして協議をさせていただいて、今回予算を上げさせていただいておりますので、指摘された事項等々には十分、工事が実際に入る段階では意識しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 59 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食休憩とします。

昼食休憩 午前 11 時 56 分

再 開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開いたします。

◎議案第 60 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、議案第 60 号 令和 2 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） ただいま上程となりました、議案第 60 号について内容のご説明を申し上げます。

補正の理由につきましては、主なものは令和元年度超過交付金の返還金の補正となり、それに伴う歳入補正であります。

補正条文第 1 条第 1 項として、歳入歳出予算の総額に 299 万 3,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 7 億 5,400 万 4,000 円とするものです。

第 2 項については後ほどご説明いたします。

はじめに歳出からご説明いたしますので 5 ページ、6 ページをお開きください。

款 1 総務費、項 1、目 1 一般管理費は、北海道クラウドに関わるオンライン資格確認対応業務の補助に負担金ではなく委託料での予算執行となることから、予算科目の変更のための補正です。

款 6 保健事業費、項 1、目 1 特定健康診査等事業費は、特定健診の実施結果による指示書作成料として 5 件分、1 万 4,000 円の補正です。

款9 諸支出金、項1、目6、目8につきましては、平成元年度の返還金といたしましての補正でございます。

続いて歳入の説明となります。3ページ、4ページをお開きください。

款4 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金は、特定健診事業分で1万4,000円の補正、項2 基金繰入金、目1 国保基金繰入金は、令和元年度に返還金にあたるため同額を基金から繰り入れるものでございます。

それでは前の補正条文に戻っていただきまして、第1条、第2項はただいま申し上げましたそれぞれの補正額を次ページ第1表として款、項ごとに整理させていただきました。

以上、国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第60号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号

○議長（鹿中順一君） 日程第16、議案第61号 令和2年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第 61 号についてご説明を申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出ではコロナウイルスによる事業の内容及び期間の変更による増減、介護給付費準備基金の増額及び介護給付費等負担金、超過交付金による返還に伴う補正であり、歳入では、これらに伴う道負担金、基金繰入金の増額の補正であります。

補正の条文第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額に 970 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 6 億 5,403 万 7,000 円とするものです。

第 2 条は後ほどご説明いたします。

それでは歳出のほうからご説明申し上げますので、5 ページ、6 ページをお開きください。款 3 地域支援事業費の項 2 一般介護予防事業費と、項 3 包括的支援・任意事業費につきましては、新型コロナウイルスの影響によるもので、目 1 一般介護予防事業費につきましては、事業開始の延期、その期間延長による補正であります。目 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、講師の変更による補正となっております。

款 4 基金積立金、7 ページ、8 ページになりますが目 1 基金積立金は、令和元年度の介護給付費道費負担金追加交付分の積み立てで 195 万 1,000 円の増額。

款 5 諸支出金の目 2 国庫支出金等償還金は、令和元年度の介護給付費、保育料軽減負担金分の超過交付金償還分で 775 万 8,000 円の増額となります。

続いて歳入になります。3 ページ、4 ページにお戻りください。

ただいまご説明いたしました歳出に係る道負担金、基金繰入金の補正で、合わせまして 970 万 9,000 円の増額となっております。

それでは補正条文に戻っていただきまして第 1 条、第 2 項につきましては、ただいまご説明いたしました補正額を次ページの第 1 表で款、項ごとに整理したものでございます。

以上、ご説明もうしあげましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

す。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 61 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 62 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、議案第 62 号 令和 2 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程いただきました議案第 62 号について説明させていただきます。

今回の補正の内容は、国庫補助事業であります社会資本整備総合交付金を利用して下水道管理センターの建築改修設計を実施するための補正です。

第 1 条につきましては、歳入歳出それぞれ 500 万円を追加し、予算総額をそれぞれ 5 億 6,222 万円とするものです。

補正内容につきましては歳出から説明させていただきます。5 ページ、6 ページをお開きください。款 2 特環下水道費、項 2 下水道整備費、目 1 下水道整備費につきま

しては、管渠等施設整備事業（補助）の委託料、実施測量設計業務について、下水道管理センターの建築改修の実施設計をするために 500 万円を増額するものでございます。

3 ページ、4 ページを開いてください。歳入につきましては、下水道管理センターの建築改修実施設計に係る財源として款 3 国庫支出金、項 1 国庫補助金、目 1 下水道費国庫補助金を 250 万円増額。

款 7 町債、項 1 町債、目 1 特環下水道債では 250 万円を増額するものであります。

最初の条文にお戻りいただきまして、第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、説明させていただきましたものをそれぞれ款、項の区分に整理したものであります。また、第 2 条につきましては、第 2 表地方債補正のとおり地方債の変更を整理したものであります。

以上、議案第 62 号の内容について説明させていただきましたので、ご承認いただけますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 62 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎認定第 1 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、認定第 1 号 令和元年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第 23、認定第 6 号 令和元年度津別町簡易水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの 6 件は、会議規則第 37 条の規定により一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 18、認定第 1 号 令和元年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第 23、認定第 6 号 令和元年度津別町簡易水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの 6 件を一括議題といたします。

お諮りします。

これら 6 件については、会議規則第 39 条第 2 項の規定に基づき内容の説明は省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第 1 号から認定 6 号までの 6 件の内容の説明は省略することに決定いたしました。

監査委員の意見書は別紙配付のとおりでありますので、ご承知おきください。

お諮りします。

決算審査をどのような方法で行うか意見を求めます。

4 番、乃村吉春君。

○4 番（乃村吉春君） ただいま上程となりました決算認定のための審査については、例年同様、議長及び議会選出の監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これら 6 件を付託の上、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることを希望し動議といたします。

（「賛成」という声あり）

○議長（鹿中順一君） ただいま乃村吉春君から一般会計ほか 5 特別会計の決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これら 6 件を付託の上、次期定例会までの閉会中の継続審査とされた

いとの動議が提出されました。

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

したがって、ただいまの乃村吉春君の動議を議題といたします。

本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第6号までの6件の決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これら6件を付託の上、次期定例会までの閉会中の継続審査とされたいとの動議は可決されました。

決算審査特別委員会の委員については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員を指名いたしたいと思います。

また、地方自治法第98条に基づく検閲検査ができるものとします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

ただいま指名した諸君を決算審査特別委員会の委員に決定いたしました。

暫時休憩をします。

休憩 午後 1時13分

再開 午後 1時21分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、事務局長より諸般の報告をさせます。

○事務局長（松木幸次君） 諸般の報告を申し上げます。

休憩中に第1回決算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の選出が行われました。委員長には渡邊直樹議員、副委員長には小林教行議員が選出されましたの

でご報告申し上げます。

以上であります。

○議長（鹿中順一君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎意見書案5号

○議長（鹿中順一君） 日程第24、意見書案第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） [登壇] ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書案第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、一部読みあげて提案をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては令和3年度地方財政対策及び地方税改正に向け下記の5項目の事項を確実に実現されるよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣をはじめ各大臣に提出するものであります。

皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第6号

○議長(鹿中順一君) 日程第25、意見書案第6号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

6番、渡邊直樹君。

○6番(渡邊直樹君) [登壇] 議長のお許しをいただきましたので、意見書案第6号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書について前文を読み上げまして説明したいと思います。

よろしく申し上げます。

北海道は、豊かで美しい自然環境や、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など多様な魅力を有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において大きな打撃を受けている。

今後は、感染抑制のための取り組みを継続しながら、経済活動との両立を図ることや復興に向けた取り組みを加速することが必要であり、そのためには北海道の強みである食や観光に関連する地域、生産空間が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、生産性の向上に資する高規格幹線道路ネットワークの早期形成や、機能向上が必要不可欠である。

また、本道は近年、豪雨、暴風雪、地震、津波などの自然災害時に発生する交通障害、多発する交通事故、道路施設の老朽化などさまざまな課題を抱えている。加えて、本州に比べ積雪寒冷の度合いが特に甚だしく、除排雪等に要する費用も多額となっている。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な

役割分担のもと道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。よって、国においては、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性や新型コロナウイルス収束後の物流・観光をはじめとする経済活動の復興における道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や管理の充実、強化が図られるよう次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望するものであります。

記以下の事項についてお願いいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、ほか大臣でございます。

皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第26、意見書案第7号 種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君） 〔登壇〕 種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書について前段を読み上げ説明にかえさせていただきます。

主要農作物種子法が平成30年4月に廃止され、国民の主要食糧である米や麦などの種子の安定供給の不安感が払拭されない中、本年、通常国会に多くの懸念事項が内包する種苗法の一部改正案が提出された。

種苗法の改正は北海道の農業生産にも大きく関わる案件としてとらえられており、近年問題となっている我が国の優良品種の海外流出を法的に規制することは極めて重要である。

その一方で、品種開発者の育成権利を高め自家増殖を許諾制へと見直すことにより農業者の権利、自家増殖が認められ、新たな費用負担が生じるなどの問題が山積している。

また、外資系種子会社を通じた海外流出への不安も懸念されている。

こうした中で、種苗法改正案は通常国会において十分な審議時間が確保できず、今週開会予定の臨時国会での継続審議となった。このため種苗法の改正にあたっては、廃止になった主要農作物種子法での役割を再考し、優良種子の安定確保・安価供給の継続に向けた公的機関における農産物種子の研究、開発の維持と、地方財政措置の位置づけを強化することが必要不可欠である。

また、試験場など公的機関が有する種苗知見の提供などが民間企業による独占的な種子開発を招き、利益優先による種子代の高騰などにも発展しかねない。

よって、種苗法改正案の審議にあたっては国民の意見を幅広く聴取し、十分に時間をかけて丁寧な議論を行い、農業者が将来にわたり安心して作付けできるよう、慎重な取り扱いをされるよう、記以下を要望することになっております。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書案を提出するものであります。

提出先については内閣総理大臣、関係大臣でございます。

どうかご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第7号を採決します。

意見書案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第 9 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 27、報告第 9 号 令和元年度財政健全化判断比率の報告についてを議題とします。

町長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎報告第 10 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 28、報告第 10 号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価の報告についてを議題とします。

津別町教育委員会教育長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定による報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第 11 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 29、報告第 11 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 35 分

再開 午後 1 時 37 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

町長から、地方自治法第 180 条第 1 項の規定による専決処分について、報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第 12 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 30、報告第 12 号 北海道つべつまちづくり株式会社の経営状況についてを議題とします。

町長から、令和元事業年度事業報告及び決算令和 2 事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第 243 号の 3、第 2 項の規定により関係書類の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第 13 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 31、報告第 13 号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から令和元年度 5 月分、令和 2 年度 5 月分、6 月分、7 月分の例月出納検査について報告書が提出されましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本定例会に付議されました事件は全て終了しました。これで令和 2 年第 6 回津別町議会定例会の会議を閉じ閉会します。ご苦労さまでした。

（午後 1 時 39 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員